

## ねんきんネットを活用しましょう

### ◆ねんきんネットとは

自分の年金記録(年金の加入記録や未加入期間、納付期間など)をインターネットで確認できるサービスです。



### ◆ねんきんネットはどんなことができるの

- ①パソコンやスマートフォンから24時間いつでも最新の年金記録が確認できます。
- ②持ち主の分からない年金記録のデータベースを検索し、自分の年金記録の漏れや誤りを発見できます。
- ③これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定して、年金見込み額を試算できます。
- ④「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」など各種通知書を確認・保存することができます。
- ⑤日本年金機構に提出する一部の届け書をパソコンで作成し印刷できます(電子申請ではありません)。

### ◆ねんきんネットを利用するには

ユーザIDの取得(利用登録)が必要です。なお、利用登録には基礎年金番号が必要です。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

- パソコンの場合は、「ねんきんネット」で検索  
([http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/))
- スマートフォンの場合は右のQRコードを読み取り



## 花巻年金事務所から相談会のお知らせ

花巻年金事務所では、「年金の日」の取り組みとして、国民年金に関する相談会を行います。  
【日時】11月30日(日)、午前9時30分～午後4時  
【会場】花巻年金事務所  
※予約不要。基礎年金番号が分かるもの、または本人確認ができるものをお持ちください

### 【問い合わせ】

- ねんきんネットなどについて
  - ▷ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570-058-555)
  - ▷花巻年金事務所(☎23-3351)
- 保険料免除制度などについて
  - ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線263・271)
  - ▷各総合支所健康福祉係
    - 大 迫☎48-2111内線142
    - 石鳥谷☎45-2111内線228
    - 東 和☎42-2111内線221

# 将来のために 考えよう 国民年金

11月は  
「ねんきん月間」

いい 未来  
11月30日は  
「年金の日」



毎年11月は、年金を身近なものとして、意義や役割を理解してもらうための「ねんきん月間」です。  
また厚生労働省では、ことしから11月30日を「年金の日」と定め、自身の年金記録や年金見込み額を確認し、老後の生活設計を考えていただくことを呼び掛けています。  
この機会に自分や家族の将来のため、もう一度年金について考えてみませんか。

## 国民年金は公的年金の基礎

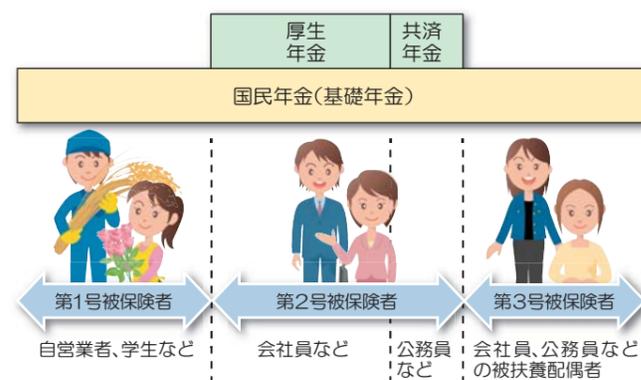
公的年金制度には、国民年金、厚生年金、共済年金の3種類があります。

このうち国民年金は日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が入る制度で、基礎年金ともいいます。厚生年金や共済年金の加入者は、同時に国民年金にも加入していることとなります。

また、国民年金に加入している人のことを被保険者といいます。被保険者は、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3種類に分かれます。

- ▼第1号被保険者  
自営業者や学生など(第2号および第3号被保険者以外の人)
- ▼第2号被保険者  
会社員や公務員などで厚生年金

### ●年金制度の体系図



▼第3号被保険者  
や共済年金に加入している人  
第2号被保険者に扶養されている妻または夫

## 国民年金の種類

国民年金には次の3種類があります。

### ■老齢基礎年金

原則として65歳から生涯にわたって受け取ることができる年金です。ただし、保険料を納めた期間と免除された期間などの合計が原則として25年以上あることが必要です。20歳から60歳になるまでの40年間の全期間、保険料を納めると、満額の老齢基礎年金が支給されます。

### ■障害基礎年金

国民年金に加入中の人が、病気や事故で障がいが残ったとき、障がいの程度によって受け取ることができる年金です。ただし、初めて診察を受けた月の前々月までの公

的年金加入期間の3分の2以上の期間について保険料を納めているか免除されていること、もしくは初めて診察を受けた月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。なお、20歳前の障がいにも対応しています。

### ■遺族基礎年金

国民年金に加入中の人が亡くなったとき、残された家族(子どもがいる配偶者または子ども)が受け取ることができる年金です。た

だし、死亡した月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について保険料を納めているか免除されていること、もしくは死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

## 国民年金保険料の納め方

平成26年度の第1号被保険者の保険料は月額1万5250円で

## 生涯にわたる安心のために 忘れずに納めましょう

公的年金は、老齢、障がいが残るようなけがや病気、死亡などに対してみんなで支え合う仕組みで

す。納め方には、金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付、口座振替やクレジットカード、インターネットバンキングなどさまざまあります。

す。公的年金に加入して保険料を納めていくことで、生涯にわたって安心を得ることができます。  
保険料の未納が多いと、年金の給付を受けられない場合があります。そのため、年金制度への加入と保険料の納付を確実にしましょう。  
経済的な事情や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。制度を上手に活用して保険料を納めましょう。

